平成２４年（フ）第７０１号
仙台市青葉区木町通１丁目８番７―402号
破産者　大場　　栄
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
茨城県猿島郡境町157番地２　ロイヤル大清水101号
破産者　吉葉　安徳
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３１５号
埼玉県春日部市備後東３丁目24番13号　コーポ朝倉102号
破産者　坂巻　賢一
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２６号
宮城県大崎市岩出山下一栗字畑田４番地１
破産者　小野松佳孝
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３５６号
静岡市駿河区小坂1739番地の１
破産者　鈴木ゆみ子
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０７１号
愛知県春日井市妙慶町143番地４、従前の住所名古屋市守山区瀬古東１丁目1713番地　サンパーク幸心404号
破産者　内山　昌代
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５５７号
愛知県春日井市妙慶町３丁目61番地７
破産者　中野英光こと　金　　英光
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０７号
愛知県半田市大松町２丁目23番地　グラシアⅡＣ棟、従前の住所愛知県半田市花田町２丁目76番地の４
破産者　竹内　唯彦
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２３８号
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町５番地　明輝マンション下棟305号、開始決定時の住所京都市南区西九条西柳ノ内町28―16　竹原和子方
破産者　竹原竜二こと　劉　　柱煥
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
京都府宇治市伊勢田町中ノ田37番地の102
破産者　マエダ住器こと　前田　　亨
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７０５号
大阪府和泉市唐国町４丁目15番48号新いずみ病院、住民票上の住所奈良県御所市373番地の10
破産者　結城　清一
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
大阪府岸和田市岡山町555番地の６
破産者　山下　員樹
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
大阪府岸和田市南上町１丁目12番３号、前住所大阪府岸和田市大北町12番28号
破産者　長野　　聡
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
大阪府泉南市信達牧野581番地の１サンデュー和泉砂川206号
破産者　粋成屋あすな郎こと　宮下　　優
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０２７号
兵庫県三田市上青野584番地14
破産者　大野　國秋
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２号
神戸市兵庫区荒田町１丁目９番19号　医療法人仁風会小原病院内、従前の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７―3403号
破産者　杉本　槽一
成年後見人　大濱　　勉
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７１号
広島市佐伯区坪井３丁目109番地５
破産者　佐々木康江
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２４号
広島県廿日市市地御前北１丁目６番27―102号
破産者　増田　義典
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部